

食品安全委員会（第545回会合）議事概要

日 時：平成26年1月20日（火） 14：00～15：49
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか6名出席
傍聴者：報道5名、行政機関4名、一般11名

議事概要

（1）山口内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）挨拶

→山口内閣府特命担当大臣から挨拶が行われた。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・農薬 11品目

- | | |
|----------------------|-----------------|
| [1] アミスルブロム | [2] イソフェタミド |
| [3] エトフェンプロックス | [4] ジエトフェンカルブ |
| [5] チアメトキサム | [6] トリフロキシストロビン |
| [7] ピコキシストロビン | [8] フェンヘキサミド |
| [9] フルオピラム | [10] フロメトキン |
| [11] ベンチアバリカルブイソプロピル | |

・動物用医薬品 1品目

イプロニダゾール

→厚生労働省及び担当委員の三森委員から説明。

農薬11品目については、農薬専門調査会において審議することとなった。

また、動物用医薬品1品目については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

（3）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組み換え専門調査会に依頼する

こととなった。

(4) 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループにおける審議結果について

- ・「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループに依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「フルピラジフロン」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「GLU-No. 6株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・特定保健用食品「朝食プロバイオティクスヨーグルト BifiX」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フルピラジフロンの一日摂取許容量を0.031 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.35 mg/kg 体重と設定する。」

「GLU-No. 6株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウムについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」

「朝食プロバイオティクスヨーグルト BifiXについては提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(6) 食品安全関係情報（11月29日～12月19日収集分）について

→ 事務局から報告。

英国食品基準庁（FSA）が11月27日に公表した、市販鶏肉のカンピロバクター汚染状況の調査結果の概要について報告。

(7) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年12月分）について

→ 事務局から報告。

(8) 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

→ 事務局から報告。